

「イス取りゲームの 参加者に連帯はあるか？」



にしだ よしまさ
西田 芳正さん
(大阪府立大学
人間社会学部准教授)

1.「フリーターにすらなれない」事態の到来

2008年の後半から世界同時不況が急速に深刻化し、企業収益の大幅な悪化、消費の低迷などのニュースが連日のように報道されている。雇用の縮小も進み、「派遣切り」などの言葉で多数の非正規雇用労働者が職を失い住む場所からも追い出されてしまう。極寒の年末年始に路上に放り出された人々の姿を映したニュース報道が記憶に新しい。

この危機的状況は、この10年程の間に進んできた事態が経済危機を契機として一気に顕在化したものである。国境を超えた企業活動の活発化と多品種集中生産という経済システムの変化、サービス産業の拡大は正社員という安定した働き口を縮小させ非正規雇用への代替が急速に進められた。それを後押しした新自由主義的な政治の動きを象徴する言葉が「規制緩和」である。「格差拡大」、「ワーキングプア」という言葉が関心を集め、住居の確保さえおぼつかない「ネットカフェ難民」の存在が報道された時期に引き続いて、冒頭の事態が到来したのである。

「企業の自由な経済活動により、全体が豊かになる」というメッセージに主導され、生活を支える施策が何ら打ち出されないままに「雇用の柔軟化」が進められたことを思えば、「調整弁」としての非正規雇用労働者がクビを切られ路頭に迷う今日の事態は十分予想できることと言えるかもしれない。

数年前から若者の雇用問題が注目を集めていたが、「フリーター」、そして「ニート」という言葉に引きずられて「若者の意欲」の問題にすり替えられて捉えられる傾向があった。今日の事態を前に、ようやく事の本質である構造的な問題が明らかになり、経済と政治の動きが安定した雇用、生活基盤を奪い、多くの人々が不安定な生活を強いられる状況が顕わになったと言えるだろう。

住居と当面の生活費の確保など緊急支援がようやく打ち出され始めている。長期的には雇用の安定化が不可欠であり、正規雇用の拡大、あるいは非正規雇用であっても

安定した生活が可能な水準に労働条件が引き上げられることが求められる。現段階で経済界から「ワークシェア」が提案されるということには欺瞞を感じざるを得ないが（労働分配率を「柔軟化」以前の段階に戻したうえでなら話は別だが）、正規・非正規の労働条件を抜本的に考え直すことも必要だろう。

ことここに至って、一連の報道からは「フリーター」「ニート」という言葉は姿を消した感がある。若者の意欲の問題に原因をすり替えてしまうこれらの言葉が用いられないことは歓迎すべきだが、今後の事態の推移、あるべき支援策、改善策を考える上で、あらためて二つの言葉を取り上げてみたい。支援策が打ち出されるのも、経済の仕組みが改変されるのも、人々の意識こそがカギを握る要因であると考えるからである。

2.「フリーター」「ニート」への批判的意識の背景

2006年夏に若者を対象として我々が実施した意識調査で最も印象的だったのが、自由記述欄に「フリーター」や「ニート」に対する批判的な内容のコメントが100件を超えるほど寄せられたことであった。「探せば仕事はあるのに、甘えている、親に甘やかされた若者たちが働くとしていない。フリーターやニートには支援策は不要であり、仕事や子育てでたいへんな自分たちにこそ支援が向けられるべきだ。」こうした内容が典型的なものである。

また、批判的なコメントを寄せた若者の属性を確認してみると、正社員や主婦層が多数を占めていた。「フリーターになるのは本人が無気力なせいだ」という意見への賛否をたたずめる質問項目でも、同意する者の比率が同じ層で高くなっている。また、同時に実施したインタビュー調査からは、「フリーター」として長時間働いているのに「甘えているからまじめに働くとしない」と「ニート」と一括りにして非難された経験が語られた。そうした非難とは大きく異なり、「フリーター」の多くが正社員としての就労をのぞみ、アルバイト等で長時間働いてもギリギリの生活しか

営めない低賃金にあること、「ニート」と見なされる若者の数は実際には少ないし、それぞれに事情があって働いていない者がそのうちの多くを占めることも明らかになっている。

では、「フリーター」や「ニート」に対して、その実態とは相当にズレた非難の意識が、比較的安定した立場にある若者に持たれているのはなぜだろうか。

正社員層も非常に厳しい労働環境に置かれていることが多くの調査で明らかにされている。また、主婦たちも就労の継続を断念したり子育て支援が乏しい中で厳しい現実に直面している。両者ともに将来への不安、現状への不満は大きい。こうした現実が、表面的に甘えているように見える（あるいはそのような見方を植え付けられたために）「フリーター」「ニート」の若者への敵意として現われているのだろう。さらに、非正規労働者に向けられた職場での劣等待遇、差別的な言動からは、「自分たちは頑張ってきた、勝ち残った立場であり、負け組は劣悪な環境に甘んじて当然だ」という意識が正社員層にもたれているとも解釈できる。社会全体が不安定化の度合いを強めるなかで、比較的恵まれた層に「見下し」意識が強まることを指摘する社会学者の研究もある。

3. イス取りゲームに参加する者の連帯の可能性

先の調査結果は、正社員の若者が抱く不満や不安が弱い立場の存在に対する差別的な意識として現われている可能性を示唆している。もしそうであるならば、こうした意識は自分たちを厳しい状況に追いやっている真の原因から目をそらし、現状を受け入れさせる働きをしていると言えるだろう。「排除型社会のイデオロギー」として「フリーター」や「ニート」に対する批判的な意識が存在し機能しているのではないだろうか。

また、非正規雇用で働く者に、そしてその職場からもはじき出された者たちに社会への不満、敵意が高まるることは十分予想できる。安定した雇用と生活を求める側、安定した立場にしがみつく側双方に相手を攻撃する意識が浸透する土壌ができていると言えるだろう。非常に厳しい状況に置かれている日系ブラジル人労働者たちが、さらに劣悪な状況を強いられているアジアからの研修生・技能生に対して「自分たちの仕事を奪う」存在として非難の目を向けているという報道を目にしたこともある。

以前、「フリーター」の若者たちの置かれた状況を、イスの数があらかじめ厳しく限定された「残酷なイス取りゲーム」にたとえたことがある。今日の事態は、イスを確保し得ている側にも、イスを求め続ける側にも不満と敵意が抱かれていると表現すべきだろう。

それでは、イス取りゲームに参加する者たちの間に連帯はある得るのだろうか。その可能性を示すことは現段階の筆者にはできない。研究者としての責務は、立場を異にするさまざまな人々がどのような状況に置かれ、いかなる意識を抱いているのか、それを丹念に把握し、その背景を明確にしていく作業である。敵の所在を見誤らせる意識状況を的確に捉えた後に、可能性のありかを示すことができるだろう。

[文献]

- 部落解放・人権研究所編2005『排除される若者たち』解放出版社
- 西田芳正2008「排除型社会のイデオロギーとしての「フリーター・ニート」イメージ」『理論と動態』（社会理論・動態研究所）創刊号
- ヤング、J.1999=2007（青木秀男他訳）『排除型社会』洛北出版

用語解説

●男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

（目的） 第1条 この法律は、法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのつとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

●労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律）

（目的） 第1条 この法律は、職業安定法（昭和22年法律第百41号）と相まつて労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措

置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備等を図り、もつて派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。

●職業安定法

（労働者供給事業の禁止）

第44条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

（労働者供給事業の許可）

第45条 労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。